

口 合三千七百六十九人

内 男一千八百三十七人

女一千九百三十二人

去年ニ比スレバ四十七人ヲ減ス、

一 次ニ養老ノ典ヲ拳グル如左、

久保町久三郎内

当年八十八歳

和二郎

其方義年来無難ニ相凌ギ追(遂)ニ及高年、一段ノ事ニ候、

依之、為慰老終身二口糧差遣(二人扶持)之候、子孫ノ者共尚更

可尽孝養候事、

辛未二月 藩庁伝達所

一 当年八十歳

滋茂町 鍛冶屋満喜マキ

全上

宵田町 金剛寺屋武左衛門祖母

全上

小田井町 山崎屋八郎右衛門

全上

寺町 陰屋多二郎

其方共、年来無難ニ相凌ギ追ニ高年ニ至リ一段ノ事

ニ候、依之為賞美鳥目三貫文ヅ、差遣之候、子孫ノ

者共尚更可尽孝養候事、

辛未二月 藩庁伝達所

二月九日己巳

○ 卒 冲野半兵衛

其方義、曾祖母へ尽孝養候趣相聞へ奇特ノ義ニ付、

為賞美米二石(俵)差遣、職俸二石ニ申付候、此上尚更可

尽孝養候也、

○ 辛未徴兵第一号古島恭一郎・第二号佐藤大太郎、今

月二日ヲ以テ大坂ノ営ニ入ル事ヲ報告ス、

二月十日庚午

○ 稻荷社初午祭ヲ以テ休庁

二月十二日壬申

○ 京都府書至ル、云フ、陸軍少将五条為榮、其藩卒隅

山襄一郎ヲ召シ家従ト為スヲ乞フ、之ヲ許サンヤ否

ノ書ヲ致シ之ヲ諾スルヲ報ズ、報書十四日ノ事在リ

世 二月十七日丁丑

中市長・十町・永井町

近 ○小尾崎町高井屋伝二郎米舖ヲ開クヲ乞フ、許之、

極難渉人へ

二月十九日己卯

○中治太兵衛至ル、左ノ書ヲ呈ス、写

先般、士族沖野勝三ヨリ正米五十苞、市中極難渉人

当県管下但州朝来郡寺内村中治太兵衛、相手其御管

下豊岡町ノ内塩屋弥兵衛外一人へ貸金滯出入、其御

救助トシテ冥加ノ為メ上納申出、奇特ノ至ニ付御受

理解受度段願出、篤ト取糺候所無余義次第ニ相聞、

用相成候、因テ為救別帳ノ通可差遣候、

則願書並ニ証書写相添差出候間可然御計有之度候也、

右ノ趣可申付者也、

二月

生野県

内訳

豊岡藩

極難渉人四百九十四人、一人米三升二合

○葬祭神礼ヲ奉スルヲ乞フ者如左、許之、仍各檀寺ニ

此米十五石八斗八合

諭告ス、

並難渉人百五十一人、一人米二升二合

養源寺

水垣源三郎・水垣甚二郎・小松屋清八郎・鍋

此米三石三斗二升二合

屋安助、自性院来迎寺来迎廣嶋屋条助・寺

三木屋与三右衛門

二人以下ノ者九十人、一人米一升ヲ加フ、

・升屋庄五郎、

此米九斗

二月二十二日壬午

合米二十石一斗

○米価ヲ下ス、如左、

下白米 札十匁ニ付九合三勺旧八合

一升代札十匁七分五厘

中白米 札十匁ニ付八合八勺旧七合七勺

一升代札十一匁二分六厘

上白米 札十匁ニ付八合三勺旧七合二勺

一升代札十二匁五厘

二月二十八日戊子

○序事掛権少属尾藤多・史生四方圭次郎ニ命ジ、二方郡へ往キ荒所年継改及修築開墾ノ地並ニ貧民ヲ点検

セシム、

二月二十九日己丑

○塩価ヲ下ス、如左、

三ツ切一苞、金札二貫五十文藩札二十七匁六厘ニ当ル

○寺院廃絶及合併御届写

濟家宗黄檗派

山城国宇治
一天真院末

大雲山 興国寺

境内高四石七斗二升三合

此段別七段一畝二十一步

境外高三十一石三斗七升四合

此田段別四町四段八畝六歩

山林一箇所

当藩管轄
一興国寺末

右同宗
観音院、後ニ興国寺

境内高五斗一升

此段別四畝十五歩

山林一箇所

右興国寺ハ当藩知事祖先建立候所、巳年二月中伺ノ

上観音院へ合併シ、寺ヲ学校トシ地ハ学田ト仕、昨

年神祭ニ変革ニ付伺濟ノ上廃寺ニ仕候事、

西京東山
一知恩院末

浄土宗鑿西派
宝林山 瑞泰寺

境内高四石四合三勺

此段別六段三畝二十七歩

山林一箇所

右以下節録ス、当藩知事祖先建立候所、昨年神葬祭ニ変

革ニ付、管下同宗来迎寺へ合併、梵宇ハ知事家廟ニ

仕、地所ハ従来知事始（メ）士卒ノ墓地ニ付、其儘差置候

事、

右ノ通処置仕候、此段御届申上候、以上

辛未二月

豊岡藩

三月五日乙未

○序事掛大属岡毅・小属久保田周・大郷長一日市村佐

伯孫左衛門宅ニ莅ミ郷村ノ戸籍ヲ檢視ス、次ニ養老

ノ典ヲ挙クル、

一次ニ村政ヲ革正セン為ニ尽ク中少郷長ヲ免ス、

一次ニ郷長ヲ公選セシメ封ヲ開キ選人ヲ定メ之ヲ命ス

ル、如左、

江本村源左衛門

正法寺村三郎兵衛

野上村喜兵衛

百合地村八郎兵衛

其方共公選ニ因テ中郷長申付候事、

六地藏村嘉左衛門

野上村安右衛門

野上村喜兵衛

上ノ町村与平二（九日也）

下ノ町村幸左衛門（九日也）

同上三郎右衛門

大磯村九郎兵衛

同上 利兵衛

舟町村儀左衛門

同上 新太郎

日撫村清兵衛

宮島村市郎右衛門

中ノ町村亦四郎（九日也）

梶原村与三兵衛

妙楽寺村八郎左衛門

今森村九左衛門

江本村源左衛門

塩津村 総助

百合地村清左衛門

同上 八郎兵衛

立野村市郎右衛門

戸牧村伊右衛門

戸牧村儀兵衛

下陰村五郎次

正法寺村三郎兵衛

高屋村治兵衛

上陰村亦右衛門

同上 弥太郎

中ノ谷村市郎右衛門

同上 市左衛門

新屋敷村源右衛門

其方義公選ニ依テ居村少郷長申付候事、

野上村安右衛門

同上 喜兵衛

梶原村与三兵衛

御掛合候也、

其方共庄境村少郷長年寄兼帯申付候事、

辛未三月日

豊岡藩

百合地村八郎兵衛

同上清左衛門

久美浜 県

其方共河谷村少郷長兼帯申付申候事、

三月十日庚子

河谷村伊右衛門

百合地村伊左衛門

○城崎郡諸村例ニ依リ農食米ヲ貸ルヲ乞フ、且今年ニ

其方共依願無滞退役申付候事、

三月八日戊戌

就キ五十石ヲ貸ス、歳ノ凶歉ヲ以テ其請ニ充ルヲ得

○久美浜 県、書ヲ以テ来リ其管内所用ノ錢券今月二十

五日ヲ限り正金札ト交換シテルヲ報ス、

三月十二日壬寅

三月九日己亥

○新町田辺屋幸二郎・中町梶原屋久左衛門米舖ヲ開ク

○久美浜 県ニ致ス書、写

ヲ乞フ、許之、

貴県下城崎郡森津村水除土手築立候ニ付テハ当管下

三月十四日甲辰

福田村元低地ノ所、右土手出来候ハ、向後弥水腐致

○寺町米屋久左衛門女昨夜半溺死セリ、吏ヲ遣ハシ之

世 近

ヲ檢シ然ル後埋葬セシム、

三月二十二日壬子

○知事公親命、如左、

西山 栄

其方義任少属、軍務掛申付候事、

和田垣 讓

其方義分隊長無滞差免シ、更ニ任少属、軍務掛申付

候事、

永野 熙

御自分義予備隊分隊長無滞被免、更ニ予備隊権曹長

心得被仰付候事、

近藤 斉

舟越 讓三

各輜重司被仰付候事、

三月二十三日癸丑

○書ヲ生野県ニ致シ、寺内村中治太兵衛ヨリ塩屋弥十

郎ニ貸ス所ノ金云々事和平スルヲ報ス、

三月二十四日甲寅

○是ヨリ先キ書ヲ刑部省ニ呈シ刑律ノ疑義ヲ質ス、是

ニ至リ貼紙ヲ以テ答フル、如左写之、

当藩管下小田井町瓦屋幸三郎ト申者外人別ト昨冬

賭博ヲ犯候ニ付、取調中禁足申付置候所逃亡仕、

行衛不相知候間、尋方申付置候所、此度捕獲仕候、

同人義先年大赦後賭博ヲ犯シ昨冬ハ再犯ニ付杖九

十二処断可仕処、前件逃走ノ罪新律ニ正条無之候

へ共、捕亡律中越獄逃走ノ罪ヨリ一等ヲ減シ本罪

上ニ一等ヲ加へ杖一百ニ処決可仕哉ト議擬仕候、

尤名例律中犯罪事發逃亡ノ義有之候節ハ追捕ノ上

本罪ニ一等ヲ加へ科断仕候テ可然候哉、

「禁足中逃走スル者ハ一等ヲ加フ、犯罪事發逃

走スル者ハ加等セス、」

賭博三犯以上ノ節ハ如何決罰可仕哉、

「賭博三犯ハ三等ヲ加フ、」

官吏ノ刑律ハ被仰出候所、郷長市長等犯罪ノ節ハ

吏ニ準シテ罪ヲ科シ可申哉、又ハ庶人ノ刑律ヘ照準可仕哉、

「平常ノ取扱方準スヘキ者ハ準シテ罪ヲ科スヘ

シ、然ラザルハ名例ノ庶人犯罪不的決ニ依リ処

断スヘシ、」

神職犯罪ノ節ハ何レノ刑律ニ因テ擬断可仕哉、

「無位ハ士族卒ニ準ス、勅授奏授ノ位階有之者

ハ官吏犯罪ノ法ニ依ル、」

名例律中婦女犯罪ノ条ハ庶民ノ婦女ニ可有之奉存

候、士卒ノ婦女犯罪ノ節ハ如何処置可仕哉、

「徒罪以上ハ律ノ通、笞杖ハ日数ニ折シ一室ニ

鎖鑕ス、」

右ノ件ニ奉伺候、急速御指揮奉願候、以上

辛未二月

豊岡藩

刑部省 御中

三月二十七日丁巳

○久美浜県書至ル、我管内江本村等三村、上ノ郷堰堤

分水ヲ受ルヲ以テ、三村開田畝数ニ準シ今年堰堤修

築費金ヲ出サシム也、

三月二十八日戊午

○久美浜県書二通至ル、一ハ我管内及ビ出石管内大保

恵堤ニ関セル諸村ト力ヲ合セ修築セシメント欲スル

也、一ハ森津村除水堤功大半成り中コロ止ムベカラ

ザルヲ報シルナリ、且我が福田村ヲ論スヲ欲スル也、

四月朔日庚申

○郭西日吉社前殿ニ神座ヲ設ケ、神武天皇ヲ遙拝スル

ノ所トナス、朝第八字後知事公参拝、次ニ奏任官参

拝、第十一字判任官非役士族卒参拝、第十二字後郷

市長以下参拝ス、

四月五日甲子

○司法所ニ於テ

小田井町幸三郎

其方義昨春賭博ヲ犯ニ付贖罪申付候所、尚又旧冬ニ至リ再犯ニ及、其上吟味中脱走致ス段不埒ニ付、杖一百申付候事、

但、決杖場ハ宵田町口掲榜場前ニ設ク、

四月十四日癸酉

○京都府少属入江某・権少属早川某至リ、我正権大参

事ヲ見ント請フ、大参事猪子一清・権大参事田村幸

通之ト藩庁ニ相見ル、

四月十五日甲戌

○是ヨリ先キ福田村於栃江村地境築堤避水害、是ニ至

リ久美浜県其栃江村ニ害有ルヲ以テ我之ヲ禁止スル

ヲ乞フ、我書ヲ以テ之ニ報ジ福田村ノ苦情止ムヲ得

ザルヲ告ケ其栃江村ヲ論スヲ乞フ、

四月二十日己卯

○妙楽寺村八郎左衛門・義左衛門・九郎右衛門・八右

衛門・亦四郎・市郎右衛門・利右衛門・彦左衛門、

葬祭神礼ヲ用ユルヲ請フ、許之、

四月二十一日

○工部省移書至ル、写

其藩中江種三義当省出仕差免候間此段相達申候也、

辛未三月

工部省

豊岡藩

四月二十二日辛巳

○稟米価直ヲ下シ、一石札八百匁トナス、

○ 中江種三

其方義乍不勤中、軍務所器械製造掛被仰付候事、

四月二十八日丁亥

○猪子大参事・岡大属・久保田少属・宮本池臣往キ、

高屋村雅成親王ノ墳ニ謁シ兆域及宮殿ノ墟址ヲ檢ス、

五月三日壬辰

○尾藤権少属、庄境村水害ノ所ヲ檢シ租ヲ免スル、如左、

田一段七畝三歩 四年免

田一段二畝二十四歩 三年免

田四段七畝六歩 一年免

合此引米三石九斗二升六合

五月七日丙申

○土族ニ布告スル書、写

劇場へ遊觀不相成旨兼テ御布告相成居候所、近年往々心得違ノ者モ有之哉ニ相聞、不都合ノ事ニ候、以後犯禁ノ者ハ屹度御沙汰ノ品モ可有之候条、婦女子

ニ至迄警戒ヲ加ヘ可申、此段相達候事、

壬申五月

藩庁

五月十七日丙午

○奏報書、写

但馬国城崎郡高屋村

雅成親王御墓

一兆域図面 別紙図面ノ通ニ御座候、

一上屋 五尺七寸
三尺四寸

一石碑石塔位牌類

石塔三基有之、中ヲ

親王ノ塔、左右ヲ 王子并随従者ノ塔ト申伝ヘ

候ヘ共、左右何レカ 王子、何レカ従者ナル事

ハ不詳、何レモ梵字ノミ記有之候、

一祭日 三月十五日ヲ以テ祭日ト仕来候ヘ共、何故

ト申原由ハ不詳候ニ付、近来三月十一日ヲ以テ

御祭奘取計候、

一社人僧侶或ハ村方ニテ守護方ノ區別

高屋村百姓本江仁左衛門守護罷在候ヘ共、近年

来藩庁ニテ守護仕候、

一古文書古器款識并古老ノ遺説 (金石文)

行宮ヲ黒木御所ト唱候由、享保中右御所址ヨリ

二体ノ仏像掘出シ本江仁左衛門所持罷在候、右

ノ外古文書并古老ノ遺説等無之候、

一除地・田園等無御座候、

右者 雅成親王御墓取調候所、前条ノ通ニ御座候、

以上

干支月日

弁官 御中

豊岡藩

五月十八日丁未

○疾風甚雨大渡ニ舟ヲ止ム、

○滋茂町塩屋久二郎・塩屋源之助・塩屋留二郎上書シ、

其祖先所建大磯村水月庵ヲ献ズルヲ乞フ、

五月十九日戊申

○河水大ニ漲ル、平流ヨリ高キ事大渡ニテ二丈一尺、

町口ニテ一丈八尺五寸、田畝尽ク沈没シ人家皆水ヲ

被ル、恰モ高松水攻ト一般、

五月二十日己酉

○廩米水ヲ被ル者三百八十苞、価ヲ下シ貧民ニ糶ス、

○庁事官員ニ命シ洪水ヲ巡視セシム、山崩レ家流レ屋

毀レ橋道陥歇堤防決潰低田変シテ阜ヲ成シ高圃反テ

海ヲナス、所到真ニ目ヲ掩フヘシ、

五月二十二日辛亥

○郭内水害、如左、

一 小尾崎門外往来少々破損

一 同所柵凡十間流失

一 廩(米蔵)一宇大破

一 町口橋石垣破損并往来堀込

一 同所高札場下凡四間方向上

一 東御館板塀大破

一 和久田門外土手大破 以上

五月二十三日壬子

○二方郡大郷長使ニ来リ十八日・十九日大水及患害ヲ

告ケシム、

五月二十七日丙辰

○諸村ニ令シ水腐ノ田、更ニ粃種及稗種ヲ播蒔セシム、

五月二十八日丁巳

○市井水害ヲ被ル者ヲ賑恤ス、凡八家全毀一戸半毀七戸

賜予ノ例諸村ニ同シ

五月二十九日戊午

○洪水損害ノ状ヲ具シ東京民部省ニ申報ス、

六月二日辛酉

○村岡藩、書ヲ以テ来リ今月十五日ヲ限り其楮幣ヲ収

ムルヲ報ズ、

六月二十八日丁亥

○水害ヲ被ル田租ヲ免スル、有差凡十有七村五十六所、

高百零八石二斗、

七月三日辛卯

○村岡藩、書ヲ以テ其知事山名義濟疾ヲ以テ致仕シ、

嫡子義路六月朔日叙従五位、同三日任知事スル事ヲ

告グ、

○久美浜県、書ヲ致シ蚕種鑑定所ヲ設ケン事ヲ議ス、

我管内蚕種ヲ出ス所ナキヲ以テ之ヲ辞ス、

七月五日癸巳

○村市二十八日ヲ限り糸井札ヲ収ムルヲ布告ス、

七月八日丙申

○弾正少巡察村田正樹・巡察属長野業丞至ル、大属岡

訥・少属久保田周之ニ面ス、二官藩政及水害ノ状ヲ

問フ、皆書記シ以テ之ニ答フ、

七月十八日丙午

○信ヲ東京ニ発ス、送呈スル所、如左、

一 民部省下付スル所ノ高帳本書 一冊

一 不調ノ廉貼紙セル村高帳 一冊

一 寺院境外除地取調帳 一冊

一 渡船取調書 一冊

一 渡船見込書 一通

世 七月二十一日己酉

七月二十三日辛亥

近 ○猪子大参事・岩崎権大参事・舟木少参事・庁事掛・

○今月十八日東京邸所発ノ急信達シ、東京府ノ元知事

會計掛・大少属出テ禾穀ヲ巡視ス、

公帛京ヲ命スルノ書ヲ致ス、

○東京邸今月十六日所発ノ急報達シ、今月十四日藩ヲ

○民部省ニ申ス書、写

（麹町の京極江岸屋敷）
廃シ県ヲ置クヲ報ジ且左ノ諸書ヲ転送ス、

一 高卷万五千八百式十二石四斗四升一合八勺五撮

一 七月十四日 廃藩置県ノ御布告書

城崎郡・二方郡新田畑共

一 同日 夜 松江藩伺書御付紙共

内

一 同 十五日 詔書

凡二千二百石 川欠石砂入高

一 同 日 知事公免官ノ書

凡四千二百石 禾苗水腐皆無高

一 同 日 弁官口達大参事以下
旧ニ依ル 覚書

一 同 日 貨幣ノ御布告書

一 四千五百八十六間 川除土手切百三十二ヶ所

一 同 日 大蔵省貨幣取調御達書及別紙共

一 八百二十間 往来破損十一ヶ所

七月二十二日庚戌

一 三千六百十九間 用水路破損三十九ヶ所

○朝第十字（時）諸官員及士族ヲ庁ニ集メ、詔書ヲ示シ、廃

一 橋落 大小三十一ヶ所

藩置県ノ事ヲ告グ、

一 山抜 二百六十九ヶ所

○大ニ村市ニ廃藩置県ノ事ヲ布告ス、

一 潰家并半潰共 五十二軒

一 用水溜池破損 二ヶ所

右ハ先般以下節録ス御届申上候通、当県所轄去ル五月十

八日烈風大雨河水大ニ漲リ、平水ヨリ凡二丈ノ洪水、

且二方郡ハ水害一層甚シク依之両郡ノ荒所前書ノ通

ニ御座候、近来凶歉(凶作)打続候上ニテ農民必至疲弊、再

興ノ道難相立苦心仕候、此段御届申上候、以上

辛未七月

豊岡県

民部省 御中

七月二十五日癸丑

○東京邸今月二十八日所発ノ書達ス、弁官口達セル印

鑑暫ク旧ヲ用ユルヲ得ルヲ報ジ、及ビ大政官下ス所

ノ事務少ナル者ハ大参事之ヲ決シ、大ナル者ハ朝裁

ヲ請フベキノ布告書ヲ致ス、

八月四日壬戌

○楮幣額大蔵省ニ申ス、如左、

一 錢五十万貫文 出札高

内 一万三千三百六十三貫七百六十一文^(五)

当年引揚高

残 四十八万六千六百三十六貫二百三十五文

当時散布高

此処ニ 金千兩 準備金

一 辛未七月十四日金相場

金一兩ニ付錢券十四貫二百文替

八月十五日癸酉

○令ヲ管内ニ下シ神社尽ク九月十五日ヲ以テ祭ラシム、

八月十六日甲戌

○権少属尾藤多・舟越讓三ニ命ジ、二方郡ニ往キ田ヲ

視セシム、及ビ水害ヲ被ル民戸ヲ賑恤セシムル城崎

ノ例ノ如シ、

八月十七日乙亥

○管内城崎郡ノ区画ヲ定メ分ケ九区トナシ、毎区戸長

ヲ置ク、

郭内ヲ以テ第一区トナス、伝達少属戸長タリ、史生
之ニ副ス、

宵田町・中町・滋茂町ヲ以テ第二区トナス、福井庄

三郎中市戸長タリ、

寺町・久保町・永井町・竹屋町・新屋敷村ヲ第三区

トス、鳥井山三郎少市戸長タリ、

小田井町ヲ第四区トナス、富田次助中市戸長タリ、

京口町・新町・小尾崎町・大磯村ヲ第五区トナス、

佐川義右衛門中市戸長タリ、

塩津・江本・今森・九日市・妙楽寺・小尾崎六村ヲ

第六区トナス、江本村源左衛門中郷戸長タリ、

立野・中谷・河谷・百合地・庄境・梶原六村ヲ第七

区トナス、百合地村八郎兵衛中郷戸長タリ、

日撫・六地藏・舟町・宮島・野上・一日市六村ヲ第

八区トナス、佐伯孫左衛門大郷戸長タリ、

正法寺・戸牧・高屋・上陰・下陰・福田六村ヲ第九

区トナス、木築秀二大郷戸長タリ、

八月二十二日庚辰

○高田忠之助・岩崎旗之助、肥前平戸県ヨリ帰ル、皆

留学セル者也、

八月二十八日丙戌

○大蔵省書至ル、我士族中江種三ヲ造幣寮ニ召サント

欲スル也、許之、且種三ヲ召シ之ヲ告ケ上坂セシム、

八月二十九日丁亥

○前知事公東京ニ赴ク、

九月二日己丑

○皇国学ニ通ゼルヲ以テ招キ致ス所ノ宮本池臣、竹田

村ニ帰ルヲ乞フ、許之、

○久美浜県、書ヲ以テ来リ議スル所有リ、之ニ答フル写

其御管下気多川最寄多田尾村・中郷村両村前々ヨリ

鮭川運上貢来、(罫)ドウト唱へ中流へ網張、杭打入レ漁

稼候所、自然水妨ニ相成候ニ付、(明治二年)巳年御差止メ当二

月中治水規程御布告ニ付断然廢株御申達ノ所、当管

下大磯村従前ノ通鮭漁候ニ付御管下漁人苦情申立候

云々令承知候、右運上貢来候ハ勿論、其ノ為糊口候

者二十余家、尤ドウト唱ヘ候ハ終年ノ事ニ無之、出

水ノ時節トモ違ヒ秋土用ヨリ冬至限ニテ杭等ハ年中

打入置候義ニ無之、ドウ引弘ノ節ハ引拔候、殊ニ手

弱キ趣向ニテ僅ニ二尺余ノ出水ニ及候ヘバ一時ニ押

流シ候事故、格別水行ノ妨ニ可成義トハ不被存候間、

従前ノ通差免置候義ニ有之候、宜ク御参考被下度、

右御答如斯候也、

辛未月日

豊岡県

久美浜県

九月五日壬辰

○永井町従来市部ニ入ル、是ニ至リ其民業ヲ怠リ往々

貧困ニ至ルヲ以テ更ニ郷村ニ編入シ其民ヲ戒飾ス、

九月十二日己亥

○猪子大参事東京ニ赴ク、

九月二十二日己酉

○天長節朝第十^(時)字諸官員及非役士族参庁到齊シ恭シク

天皇万寿ヲ賀シ奉ル、田村権大参事之ヲ受ク、曰ク

マサニ之ヲ奏スヘシ、次ニ田村権大参事寿酒ヲ賜フ

ヲ告ケ銭ヲ与フル有差、(マコ)

九月三十日丁巳

○今般解兵被仰付候ニ付、被免本官、木下弥八郎更ニ被任権大属

卒事務掛兼武器預被仰付候事、

○ 城崎郡大郷長

獵師規則更ニ左ノ通相定候事

一下川獵師平常共上川ハ安楽寺井戸ヨリ大磯村宮井

戸迄ノ間ハ相除キ其余ハ勝手ニ可相稼事、

一上川獵師下川勝手ニ可相稼事、

辛未九月 県庁

世 十月二日己未

但馬国城崎郡

近 ○諸村凶荒ヲ以テ畑租ヲ減ズルヲ請フ、如左許之、

一畑高四十石四斗

今森村

村数凡二十五村 米数凡二百九十四石

此段別六町三段五畝六步

十月十六日癸酉

一同 十六石九斗三升九合 江本村

○和田山村報知ス、昨夜播州辻川村傍近ノ民乱ヲ作シ

一同 二町七段二畝四步

生野銀山ノ鉾山寮ヲ焼クト、出石県モ亦兵ヲ出サン

一同 一石一斗六升 塩津村

トスル事ヲ報ス、

同 二段九畝余

○是ニ於テ旧兵官兵員兵卒凡三十人ヲ到齊セシメ以テ

合 高五十八石四斗九升九合

非常ニ備フ、

段別九町三段六畝十步五厘

十月十八日乙亥

右ハ当五月図面ヲ以テ申上置候上郷村并堰残水ヲ

○播州ノ乱民稍々退散スト聞ク、

以テ畑田成ニ相開可也ニ植付仕候所、入費二千金

十月二十一日戊寅

余ニ相成、償却必至差支候趣ヲ以テ五ヶ年元畑方

○大坂兵部省ノ書至リ城郭陣營ノ図ヲ呈セシム、新ニ

貢米上納六ヶ年目ヨリ田租相納度旨願出候ニ付、

鎮台ヲ置クヲ以テ也、

事実取糺候所相違無之候間、願ノ通被仰付度奉伺

十月二十二日己卯

候、以上

○大藏省ニ呈スル書二通、写

十一月九日乙未

○廩米ノ価ヲ定メ米一石錢券六十一貫五百文トス、時ニ金一兩券十七貫文ニ当ル、

○夜東京邸今月三日所発ノ急信達ス、今月二日大政官下ス所ノ但馬丹後及丹波半国尽ク県ヲ廢シ更ニ豊岡県ヲ置クノ書及ビ物成郷村帳スベテ豊岡県ニ交付スルヲ命ズルノ書ヲ転送シ并ニ小松豊岡県権令・田中豊岡県権参事・大野豊岡県七等出仕ニ任ゼラルル事ヲ報知ス、時ニ猪子大参事・岩崎権大参事ハ東京糶町ノ邸ニ在リ、田村権大参事・舟木少参事ハ豊岡ニ在リ、蓋後西院^(豊元)天皇寛文八年戊申京極氏封ヲ豊岡ニ移スヨリ凡二百有二年、一変シテ藩治トナリ又二年再変シテ県治トナリ又未タ半歳ナラズ三変シテ遂ニ大県ヲ成ス、豊岡ノ名豈偶然ナラン哉、

豊岡県庁日記 大尾

○豊岡藩(県) 庁日記は、明治三年分が市立豊岡図書館に、同四年分が舟木家に、それぞれ各月別に編冊されて現存す

る(四年一月分は紛失)。ここに掲載する分は同四年分の抄録である。

4 「鳥井家公私之日録(日記)」(抜書)

(一) 藩政・町政

(1) 殿様御帰館

文政三年

九月

十二日 天氣宜、夜雨

一 殿様御帰館、^(京極高有) 弥明後十四日御著に付、何角為申談、

昼より月番に十町起会申候、

一 人足廿六人 十町へ被仰付

内式人 久保町

老人十四日晝六つ時、脇指差・持弁当にて御会所出
老人右同刻、脇差・持弁当にて同所出 鈞台持

三人 寺町

(老人十四日晝六つ時、脇差・持
弁当にて御会所出
(刻) 老人同剋脇指、持弁当にて

右十町(くじ)鬪取にて相定る

(同所出、釣台持
老人晝七つ時出、脇差・持弁
当にて久保田元次殿行

被仰出并申談、

一 御著(着)当日火の用心第一の事、

一 御在邑中は町方掃除、別て入念に可致事、

一 十四日早朝、先格の通十町名主・御目見・御目通町

人御迎に罷出候事、

一 十五日朝五つ時過、両院・社家・山伏・町医師御奉

行所へ御祝詞申上候事、

但し寺町三好雄孝老・同文明老・松本立玄老・

朝日相模殿、新屋敷由利遍從老へ右の趣申遣候

処、医師四人は故障無之候へ共、相模殿は病氣

に付、断故、此旨月番今井氏へ申達候、

一 町々明家敷・高塀のおどろ垣にても致平生見苦敷無

之様可申付事、

一 二階等窓障子見苦敷無之様平日心掛繕可申事、

一 屋根ひさし等同断の事、

一 子供穴一急度制し可申候、

右の趣、両町共(想)互頭一統呼出し申渡候、

一 殿様御儀、此度御次男錦三郎様を御忍にて御同伴被

遊候由相聞候、

一 御迎当日名主弁当の儀、是迄銘々独弁に候処、今日

申談、鍋屋重右衛門(讀)へ受負に申付候、

一 拾五匁 名主八人の内、京口・新町両町懈怠

に付、残り六人肝煎共、酒は月番よ

り老升持参の筈、

右受負取斗、握り飯に煮(讀)メ・無骨の魚類一重、名主

六人の分、握り飯・煮メ肝煎の分、此入用十町割に成

る、

十四日 雨天

一 殿様御迎に朝四つ時前より十町名主・御目見町人、

九日市に出張致候、名主待合宿上ノ丁村伝右衛門、

町人宿同村源左衛門宅也、両家共銀札三匁づつ為茶

料と月番より取斗被申候、大庄屋堀江与右衛門殿に

も先格の通、酒切手二枚遣物致候、今日殿様夜前御

泊り高田村太郎兵衛宅御発駕被迎、伊福村太郎右衛

門宅御昼休にて晚入相過比御帰館被遊候、御披露役

高階八右衛門様御勤被成、瀬能十太夫様には御先導

被成候、御押へは坂本団右衛門様にて有之候、当年

至て御質素にて御行列淋敷御座候、帰跡十町名主并

御目見町人同伴御奉行所へ罷出、御著御祝詞申上候、

并に名主の分は坂本様へも御取次を以、御祝詞申上

候、名主八人の内京口・新町両町懈怠に付、六人出

申候、銘々帰宅は暮時に相成申候、右茶料六匁と酒

式升代、名主町人頭割に取集、名主の分十町割に出、

(2) 殿様御婚礼

一 明和八卯七月

殿様御婚礼被為遊、則御領内より御祝詞申上候、諸

寺院・大庄屋・十町名主・御目見へ町人・在方御目

見へ百姓、此節永井町も同断、麻上下著用罷出る、

外村庄屋は無之候、

一同八月十四日、右に付、在町より献上致す、

献上目録祝様奉書二枚、重土廻も奉書、尤献上と上へ書、

一 八木 十五俵

一 鱧 二十

以上

城崎郡廿一ヶ村

大庄屋共

庄屋共

月日なし

百姓共

右の通、目録相認、台に乗せ候、かつほも台に乗候、右二つの台、釣台に乗、大庄屋麻上下、外村庄屋不残羽織にて御奉行所に差上る、米は新米出来候節、俵米共入念拵、御蔵へ庄屋・両組より四人相添上、御代官様へ渡す、右二方は米十二俵にかつほ廿、仕立様同断、町は十町より金子七百疋・扇子上る、尤御先代の節は御任官の節、町在へ鳥目頂戴致候て御初入の節、在より米五十・鯉廿差上申候、此時は五十俵、人足に為拵、中の口に板笠に積上げ申候由、尤疊(運)はん人足五十人拵、かつほ白台に乗せ申候、庄屋惣代両組より六人斗出申候、御酒被下候由、町は金子千疋・樽・肴・扇子とゆり子申候、(む)此度は餘約被仰付、右の通に御計申候、庄屋不残付参候義、御悦申上候躰也、二方は惣代兩人に大庄屋一人也、

嘉永五年

十一月

十八日 大荒

一殿(京極高厚)様御義去月十八日於江戸表に御縁女様御引取御婚

姻被為整候に付、在町名主庄屋御目見・御目通り并社家・山伏・寺院・医師不残四ツ時より昼前迄に於

御奉行所御祝詞申上候、十町は直様引取、直に引返し献上物に付添へ差上候、

奥方様(以下、空白)

此度献金先格通り五本入扇子老箱御樽御肴料金七百疋両種共、新に台申付、目録書差添差上候、尤旧格の義に付、月番宅へ十町名主・組頭兩人宰領に出候者、肝煎共参り吸物・取肴にて祝い、小付にて飯給べ候、今日荒殊の外の事にて実は京口町迄参り兼ね乍申、五町役の者京口迄参り候事、如何にも苦々敷事に候、余り大荒故、肝煎を以、引廻しを取に帰し

引取は小さしながら引廻しを着用にて入相過致帰

宅候、

十二月

二日

一五ツ時、十町名主御奉行所御宅へ御差紙被仰付、相出候所、殿様御婚礼被為整候に付、為御祝と鳥目十貫文被下置候、右献上も家内別割に付、配分も右に取計可然段申談候、尤披露は来る五日同役起会候故、其節の申談と相決引取候、尤御礼式台にて申上候へ共、尚御奉行所哉御差図にて御用席并に御勘定中廻勤致し引取掛、三坂井大雪、高木に寒見舞相勤帰り候、昼飯は興国寺にて被呼申候、

十一日

一殿様御婚姻御祝去る二日頂戴の鳥目、五日に配分扱候に付、十町共今日休日、朝の内、山王・小田井両社へ参詣、昼より組々に寄、右頂戴配分に夫々咄し

合、神酒頂戴致候、

(3) 藩邸焼亡

一寛政六年寅正月十日より同十九日迄に三度火事の由江戸大火に付、当地御殿様御上屋敷御類焼被為遊候に付、七日ものにて飛脚参り候事、右に付早速仮成にも御普請不被為有候ては難成候へ共、殿様御勝手向御不如意に付、無抛在町へ御頼銀被仰付候、追て相調申付候間、在町人とも一兩日の儀は格別、家主の分他出は無用に致候様、二月朔日に被仰付候事、尤輕輩の職人等は不苦由被仰付候、

一当御殿京極加賀守高有公御高老万五千石

但し御実父は丹後峰山の御大守京極備前守様御役若御老中、御高老万千百四拾四石余若御老中御役儀に付御役屋敷渡りの由に付、御上屋敷明居候由、仍て御当家へ御借用被為遊候、

世近

一 殿様御儀御実父備前様御上屋敷へ当分御夫婦とも被

為入候趣に候、奥方様御里は播州竜野の御城主脇坂

淡路守様是も御類薨也御高五万八千九百石余、御役御

奏者寺社御奉行兼帯、

一 二月九日、御館へ在町共被召出、御頼銀被仰付候、

但し御列座

郡町御奉行兼帯 小林丹解様

御勘定御月番 後 塚原源内様

前 尾藤五右衛門様

右御三人御列席にて被仰付候、

寺町・久保町名主、永井町分庄屋

親父様兼帯役中

一 親父様御儀は名主役にて御出張被成候に付、庄屋役

名代に拙者罷出候、即町分年寄宵田町栃江屋善右衛

門・百姓惣代丹後屋藤兵衛召連、城崎郡・二方郡一

同大庄屋中被召連罷出、高老石に付六匁づつ被仰付

候事、

今森村

加藤三左衛門

城崎郡大庄屋立野村

金子五郎兵衛

二方郡大庄屋

惣代老人 中村弥市左衛門

一 永井町分の儀、町並に住居候て町人同事の渡世致候

ものは町同様に間口割出銀被仰付候、右間口割の段

上の分間口老間に付拾四匁づつ、中の分老間に付拾

匁づつ、下の分老間に付五匁づつ、但し十町の外に

永井・新屋敷・六地藏・大磯、都合四ヶ村添、尤後

家・やもめ・老人住為の老人等暮兼候ものは名主よ

り間口割の儀差略致遣候様被仰付候 尤六地藏村は町并に支配家無御座候由

此断被申上候事、

下町・竹屋町兼帯名主

三月行司 由理(利)又右衛門

中町名主 二月行司 由利六郎右衛門

小尾崎町名主 布屋平左衛門 月番不持

宵田町名主 村尾彦右衛門

寺町・久保町名主、町分庄屋兼帯

四月行司 鳥井忠左衛門

新町名主 菊屋五左衛門

京口町名主 岩滝屋新兵衛

小田井町名主 鍋屋七郎左衛門

右八人役中

一 在町人別差し高掛間口割の御頼銀とも此節半銀出し

残り半銀は当十一月来卯の三月兩度に差出候様被仰

付候、

一 二月十日於町宿三木屋彦左衛門宅に城崎郡庄屋一同

致出會、此度被仰付候高に六匁の御頼銀、御上様御

難治の砌に候へば御減少は難申出候間、三度に上納

の処、四度に被成下候様、翌十一日惣代庄屋を以、

大庄屋所へ申出候事、

一 此度の高掛り御奉行様より毛付高にて無之、草高に

六匁に候間、皆々了簡違不致候様、後日に御大庄屋

へ被仰聞候由にて大庄屋衆より一同へ触有之候へ共、

草高に被仰付候ても荒地の分、何連出銀と致人無之

候と一同不請に候事、

一 殿様御勝手向御不如意に付、御家中を始め町在の者

共、大坂御番の役、殿様御三代以来夕相待居候処、

二月十四日御飛脚著、大坂御加番被仰付候由にて一

同恐悦仕、御用銀の色をすこし直し候事、

但し焼ふとると申すをば此事かとさた致候也、

一 町方御頼銀、人差の面々御減少或は御延引追々名主

迄願出候事、

一 町方間口割三段に被仰付、上中下は町役人相分ち候

様被仰付候へ共、皆々下の五匁を望み上の拾五匁を

出銀致度ものは無之、組頭中日々寄合、殊外やかましく候事、

一 下町鍋屋又右衛門・船町鍋屋七郎兵衛・永井町丹後屋藤兵衛、此三人殿様へ御目見へ人数の内に候へども勝手向不如意に付、此度の御頼人差銀不被仰付候故、御奉行様より被仰出候は御目見へも致候もの御上様御類焼被遊候に御見舞も差上不申候ては難及披露に候間、多少に不抱献上致候様被仰付候事、尤在方にも右の類有之候事、

但し御目見へ人は在町にて数多候へ共、人差にて被仰付候分は右に不及候事、

此度被仰付候大坂御加番

山里 御高三万石 松平山城守様 羽州上の田御城主

御役料米貳万俵 米いり四千 五千俵

中小屋 御高老万貳千石 三宅備後守様 三州田原の御城主

御役料米老万五千俵 舛同断

青屋口 御高貳万石 分部左京亮様 御在所江州大溝 御役料老万俵 舛同断

雁木坂 御高老万五千石 京極加賀守様 御在所但州豊岡 御役料老万俵 舛同断

右御四人何連も御類焼被遊候由に候、

一 高に六匁掛りの儀、草高にては得御請不申候旨、段々申上候へ共、御奉行様より被仰聞候は、草高と毛付高との相違、御殿様手前にては兩郡に凡貳百匁近き銀に候、一たん申付候義、一厘にても減じ候義難成段被仰聞候趣にて四月廿日於三木屋に城崎郡庄屋一同出会致候、尤荒所少き村々は草高に六匁御請取致候、荒所多き村方は城崎郡一同毛付高刻み当りにて御請申候、即高に六匁六分八厘七毛に候、但しか様に致候ては御上より被仰出候城崎に六拾老匁余目の内、貳貫匁ならず不足に候へ共、御用捨不被下候ては一同難治り段、大庄屋被申上候処、先勘弁に可

及段被仰聞候趣に候、

一 在方人差御頼銀并に高掛り此節半銀、残り半銀は当

十一月・来卯の三月と兩度に致、都合三度に上納可

致段兼ての被仰付に候へ共、困窮の百姓共に御座候

故、段々御願申上、四度に上納の積りを以、二月廿

三日四ヶ一分掛屋へ上納致候事、

一 町方も右同断、段々御頼申上候処、然ば此節四ヶ壱

当六月十日四ヶ壱、十一月四ヶ壱、来卯三月に四ヶ

壱、都合四度に被仰付、即三月十五日に人差・間口

割共四ヶ壱、掛屋へ上納致候事、

一 医師方間口割の儀、此先年御類焼の砌も段々御願申

上、即□刻御免被仰付の由、旧記に御座候間、尚此

節の間口割も御差除き被為下候様、段々被相願候へ

共、御奉行被仰聞候は先年の御類焼は殿様御館は残

り候由、依て此度の儀格別の事に候故、難差除段追

々に被願出、無抛御免被仰付候、併表向斗にて内々

多少は不知、献上被致候様被仰付候趣の風聞に候、

此六人衆の間口割

凡三百目程の由に御座候、

中田立慶殿 松本玄喜殿

岸田玄悦殿 三好因然殿

三好雄好殿 岸田友仙殿

町中人差御頼銀御用銀高の写(作表)

京口町

金額	人名
銀 五〇〇目	坪(壺)屋 惣兵衛
三〇〇	坪屋 重兵衛
三〇〇	岩滝屋 新兵衛
三〇〇	元結屋 儀助
三〇〇	大磯屋 与七
二〇〇	岩井屋 平左衛門
一五〇	馬屋 右兵衛
一〇〇	妙楽寺屋 団助
一〇〇	須谷屋 磯六

新町

金額	人名
銀一貫五〇〇目	紺屋源兵衛
内五〇〇目段々願に付、御免有	
一貫〇〇〇	妙楽寺屋文次郎
二〇〇	丹後屋六兵衛
二〇〇	亀屋新吉
一〇〇	小田屋九右衛門

金額	人名
銀一貫九五〇匁	小中屋伝六
一〇〇	岩井屋勘四郎
一〇〇	角屋利助
一〇〇	岩滝屋源右衛門
一〇〇	紺屋佐助
一〇〇	藤屋七郎左衛門
一〇〇	万屋長右衛門

小尾崎町

金額	人名
銀一貫五〇〇目	唐笠屋作右衛門
二〇〇	布屋平左衛門
一五〇	森津屋新九郎
一〇〇	妙楽寺屋治右衛門
一〇〇	鍋屋善左衛門
一〇〇	大工仁兵衛
一〇〇	棒屋七左衛門
一〇〇	樽屋弥七郎

金額	人名
銀一〇〇匁	田中屋新次郎
銀一〇〇匁	因幡屋与兵衛
銀一〇〇匁	茶屋五左衛門
銀一〇〇匁	小袖屋助十郎
銀一〇〇匁	菊屋利兵衛

衛分引
銀一〇〇人・銀一三貫五〇〇目、内五〇〇匁源兵衛

宵田町

金額	人名
銀一貫五〇〇目	丹後屋庄三郎
一貫〇〇〇	油屋彦右衛門
一貫〇〇〇	桶屋源三郎
七〇〇	鍋屋三四郎
五〇〇	鮪屋弥兵衛
三〇〇	金剛寺屋武左衛門
二〇〇	土田屋仁兵衛
二〇〇	大工新次郎
一〇〇	三木屋彦左衛門
一五〇	綿屋弥右衛門
一〇〇	広島屋勘六
一〇〇	紺屋五右衛門

一〇〇	森津屋新次郎
人数ノ九人・銀ノ二貫四五〇匁	

中町

金額	人名
銀一貫五〇〇目	綿屋勘左衛門
一貫五〇〇	二方屋又右衛門
一貫〇〇〇	中瀬屋五郎右衛門
七〇〇	河守屋喜左衛門
四〇〇	鍋屋六郎右衛門
四〇〇	伊福屋治右衛門
三〇〇	郷野屋喜左衛門
三〇〇	宮津屋九郎右衛門
二〇〇	近江屋藤次郎
二〇〇	二方屋伝左衛門
二〇〇	鍋屋九十郎

一〇〇	外屋庄五郎
一〇〇	岡本屋次郎兵衛
人数ノ一四人・銀ノ六貫五〇匁	

下町

金額	人名
銀一貫五〇〇目	靴屋喜十郎
二貫五〇〇	宮津屋三郎右衛門
三貫〇〇〇	塩屋源助
一貫五〇〇	鍋屋与三右衛門
一貫〇〇〇	塩屋久次郎
三〇〇	塩屋弥右衛門

人数	人名
二〇〇	大黒屋九右衛門
一五〇	魚屋市左衛門
一〇〇	船屋利兵衛
一〇〇	中瀬屋佐七
一〇〇	津居山屋彦四郎
一〇〇	蛭子屋仁兵衛
一〇〇	米屋清右衛門

人数ノ二〇人・銀ノ七貫八五〇匁

三〇〇	中瀬屋五郎兵衛
三〇〇	現銀屋惣左衛門
三〇〇	骨柳屋義兵衛
二〇〇	魚屋新十郎
二〇〇	梶原屋久左衛門
二〇〇	田中屋善四郎
二〇〇	塩屋佐兵衛
二〇〇	唐津屋喜十郎
二〇〇	天秤屋助七
二〇〇	靴屋義助
二〇〇	塩屋十郎右衛門
二〇〇	郷野屋六次郎
一五〇	湊屋吉左衛門
一〇〇	河守屋与七
一〇〇	こりや半兵衛
一〇〇	金山屋七三郎
一〇〇	鍛冶喜衛門

久保町

銀 二五〇匁	金 額	人 名
		野上屋市兵衛

銀 三〇〇目	金 額	人 名
二五〇		紺屋利左衛門
一〇〇		米屋伊右衛門
一〇〇		左官善助
一〇〇		丹後屋市四郎
一〇〇		樽屋作十郎
一〇〇		境屋仁右衛門
人数ノ六人・銀ノ九五〇匁		

寺町

銀 二五〇匁	金 額	人 名
		小松屋利兵衛
		中瀬屋小兵衛
人数ノ五人・銀ノ一三貫二五〇匁		

小田井町

銀 一貫五〇〇目	金 額	人 名
五〇〇		桶屋伝兵衛
		野上屋惣次郎

銀 一〇〇目	金 額	人 名
八〇		尾場瀬屋善兵衛
一〇〇		小島屋権八
一〇〇		柴屋久兵衛
一〇〇		柳屋与三兵衛
人数ノ四人・銀ノ三八〇匁		

竹屋町

銀 一〇〇目	金 額	人 名
一五〇		高井屋太郎兵衛
一〇〇		麴屋忠左衛門
一〇〇		伊福屋伊兵衛
ノ五人・銀ノ七〇〇目		

一〇〇	田辺屋 勘九郎
一〇〇	亀屋 仙助
一〇〇	山崎屋 惣兵衛
一〇〇	立野屋 三五郎
一〇〇	鍋屋 七郎左衛門
一〇〇	鍛冶 源左衛門
一〇〇	鍛冶 吉兵衛
一〇〇	鍛冶 伊兵衛
一五〇	石屋 喜兵衛
二〇〇	白木屋 清兵衛
二〇〇	鍋屋 吉右衛門
二〇〇	伯耆屋 庄藏
二〇〇	米屋 市郎兵衛
三〇〇	辻屋 長右衛門
三〇〇	鶴屋 平次郎
三〇〇	伯耆屋 五左右衛門
五〇〇	亀屋 治助

人数ノ一九人・銀ノ五貫二五〇匁

惣人数ノ一二八人

銀高合四拾三貫三百三拾匁

町々間口割の写

一 銀六百八拾匁 京口町

一 同七百五拾七匁五分 新町

一 同六百六拾五匁 小尾崎町

一 同四百九拾五匁 宵田町

但し医師式軒・髪結長七引残り

一 同四百八拾五匁 中町

但し医師老軒引残り

一 同六百七拾七匁五分 下町

一 同六百五拾九匁 寺町

一 同四百八拾匁 久保町

一 同三百九拾七匁五分 竹屋町

一同八百七拾弍匁五分 小田井町

一同八拾七匁五分 永井町分

一同三百八拾弍匁五分 新屋敷村

一同弍拾弍匁五分 大磯村

但し京口町并に住居候もの

間口割銀高合六貫六百六拾叁匁五分

一 右の外、在方の人差御頼銀凡兩郡にて三拾貫目程の

様に申候、御旧料弍万石へへも段々御頼有之候て五

拾貫目程調候様子に承り申候、穴賢く、

一 寺町津居山屋徳兵衛・中町石見屋勘左衛門・下町唐

津屋市三郎・同梶原屋市左衛門・同太平次・同治三

郎・竹屋町福田屋六蔵・堀町中瀬屋弥兵衛・竹屋町

堂祢屋吉兵衛・油屋与八郎・小島屋八九郎、新屋敷

瀬戸や庄三郎・永井町伊勢や伝助、メ十三人

右のもの共は追掛にて御座候所、仲間銀百匁斗と

初より有之候処、御類焼に付、早春差上候由、御上

様にも志のほど一段に被思召、間口割御免の別也、

但し竹屋町権八も右人数の内の由、仍て人差御頼

銀少き様子に御座候、

一 在方高掛り人差御用銀四ヶ一の二度目、四月十二日

に上納被仰付、掛屋鍋屋庄五郎殿へ持参致候、町方

は六月迄御延被下候へ共、在方は其儀無之候、

一 六月十九日四ツ時、五町名主羽織に袴にて御会所へ

可罷出段、御奉行小林丹解様より被仰付候趣にて行

司番由利六郎右衛門殿より昨十八日廻文に付、其剋^(刻)

五町同道出張有之候処、御庄屋中兩人御勝手役三人

も罷出候由に候、最初御勝手役三人御呼出し、役儀

無滞御免被仰付候趣に候、次に兩大庄屋御呼出にて

御用番様より被仰聞候は当春江戸表御類焼に付、御

頼銀等に付、役前万事出精、御上様にも一段に被思

召候由とて金子弍百疋づつ被下置候、次に五町名主

被召、御演舌右同断、次に御勝手役御免の衆右同断、
即^(利)剋各麻上下にて夫々御礼、

御列座

御老中 木下 儀兵衛様 大目付 古在 幾兵衛様
坂本 弥三 左衛門様 瀬能 市之丞様

御奉行 小林 丹解様

御勘定 堀内 尾藤 又右衛門様
堀内 源内 様

右兩大庄屋は金子五郎兵衛殿・加藤三左衛門殿、五

町名主は由理^(利)又右衛門殿・村尾彦右衛門殿・由利六

郎右衛門殿・親父様、都合四人、御勝手役御免の衆

は丹後屋庄三郎殿・糺屋喜十郎殿・鍋屋庄五郎殿、

尤掛屋は庄五郎殿へ被仰付候様子に候、三人の衆名

主帯刀御免の義は其儘被成下置候由に候、

一同廿日、兩大庄屋・城崎郡庄屋一同人差銀御頼人別

追掛て仲間右人別御評定所へ朝四ツ時に被召、御奉

行様より被仰付候は御類焼に付、困窮の中銀子差上

候段一段に被思召、仍て御酒を被下候段、被仰聞候

事、

一大庄屋・五町名主・端町各庄屋一同、御目見へ百姓

・御目通り百姓、御目見へ町人・御目通り町人は廿

一日四時と八時と両度に被仰付、御台所にて御酒頂

戴、

一右の外、人差の衆は廿二日、是も御台所にて御酒被

下候、在方同断、

一間口割の人別は名主宅にて取斗候様にて御酒壹斗五

升・鯛三把づつ壹町に被下候事、在方高掛り右同断、

一廿日御召出の節、中町中瀬屋五郎右衛門・新町妙楽

寺屋文次郎・下町塩屋源助、右三人御目見へ町人に

被仰付候、新町紺屋源兵衛・小尾崎町唐笠屋作右衛

門・宵田町桶屋源三郎・中町二方屋又右衛門、下町

塩屋久次郎・鍋屋与三衛門、小田井町桶屋伝兵衛、

右七人御目通り町人と申に被仰付候事、

一在方にては立野村六郎右衛門・野上村与三右衛門・

九日市村下ノ町紺屋又右衛門、右三人御目見へ百姓

に被仰付候、下陰村八郎右衛門・九日市村下ノ町三郎右衛門江本村伊右衛門無此人間違、右式人は御目通百姓に被仰付候、

右御目見へ百姓町人・御目通百姓町人に被仰付候衆中は御頼銀貫目以上の主也、

一去十九日、五町名主御召出しの節、又々今八時に御奉行所御宅へ四人罷出候様被仰付候に付、其剋(刻)御出張の処、御内々被仰聞候は、御類焼に付五町名主内々骨折調達至て一段に被思召候由にて金子三百疋、つ被下置候、尤何方へも御礼は不致候様被仰付候事、

(4) 恵義館と油値下げ

元治二年

一月

二十七日 仮成天気

△久保田周助様より恵義館に罷出候様申来候に付、罷出候処、右は油余り高直に付、恵義館より無利足銀子拝借いたし下直に売捌方有之間敷哉御申談し有之、畢竟独身同様の私御召出しにて右様被仰候段、重々難有奉存候、併相場物の儀故、當時有種聞合、尚又算用書差出し可申様申上置、引取申候事、

(三月)
五日 天気

一先日恵義館懸り久保田様より御沙汰にて油直段安売の儀、御催促有之候に付、即梶原屋友三郎呼出し種相場聞合候処、當時上種三百四拾五匁位の由、凡三百五十匁手取ならば入手致候様申出候に付、即近幸(近江屋幸右衛門)より雑用入用何程と申、小前書去冬致見候を帳面取寄、左の通書附認、恵義館へ持参いたし、段々御咄し申上候処、尚追て沙汰におよび候様被仰、書附預け置候事、

十二日 雨天

○先日より咄し有之惠義館油の儀、段々御相談申上候て帰掛にも猪子旦那様へ御相談申上候て、保田老人へも内々咄し、行司引受の咄に有之候に付、即伊平・治平兩人へも印形頼置候事、

十三日 雨天

○早天、行司伊平・治兵衛へ参り印形念合致候上、惠義館役頭久保田様へ出、受人即久保町組頭・行司兩人調印申出、并拾石代にては手当て薄く候故、御差含置可被下段御願申上置候事、

○昼後、惠義館より左の通御手板来候、

糘屋山三郎へ申渡す義有之候間、組頭・行司差添、明十四日四ツ時惠義館へ可罷出候、此段申達候、以上

二月十三日

惠義館

久保町名主中

右の通御手紙故、早速行司へ通し候処、夜早々一統

起会致候由にて五ツ時比、兩行司参り昨日御咄しの受印形は容易不成儀故、如何の義哉と再談有之候に付、一向拙子一同の場へ罷出御咄し可致旨申入候へ共、一統場にて咄し如何に差心得候に付、折節兵右衛門島崎帰宅の由故、いづし屋久兵衛、兵右衛門宅迄呼寄、兵右衛門宅へ参り兩人へ最初よりの咄し逐一申、明日被仰付の様子に寄、全引受印形に相成候

とも幾重にも宜敷頼旨申入置候処、中には大不都合の義申出候族（かみ）も有之、右引受印形致し本人不埒の節は日銭にて引去杯被御仰付候義杯有之候ては不相成義杯申者も有之候哉に咄有之候、依て受印被仰付候はば拙者より一札差入可申旨を申置候、兎に角明日御沙汰の模様にと申事にて（別）訊れ申候、

十四日 天氣

○四ツ時組頭・行司伊兵衛并昨夜の相談哉、治兵衛も参り老人にて宜敷旨申入、治兵衛は羽織斗にて付添罷

出候処、即御役久保田周助様・御掛り尾藤左次兵衛様・四方永助様御三人御例席也、左の御手扱被仰付、

久保町 糺屋山三郎へ

近來諸色追々引上、就中日用の燈油高直、諸人

難渋の趣相聞候に付、此度格別の以御趣意を、其

方儀旧來の家職旁為引立、三ヶ年の間直安油売払

取扱方申付候、尤右手当として御仕法銀壹貫匁、

外に金三拾兩老朱年限中無利足にて貸附候間、正

路入念に取斗可申候、此段申渡候、以上

元治二年

乙丑二月十四日

右の通御読渡の上、御演舌にて別紙下書の通、御受

書可差出旨、被仰付候、左に

奉差上御請証の事

一 銀壹貫匁 御仕法銀

一 銀貳貫六百拾五匁四步四厘 御領分其外御救助

此金三拾兩老朱八七金

に相成候慮に差加

へ度の由、無名の

封書を以差出候金

子

銀三貫六百拾五匁四步四厘

右は近年來物価高直に相成、下々難渋の趣に付此

度御仁恵の御趣意を以、諸人為御救の、種油直安

売払被仰出、身薄の私共家職の義に付、一廉取続

のため三ヶ年の間取扱方被仰付、御仁恵の段冥加

至極難有仕合奉存候、右為御手当、前書の銀子無

利足にて御下け被為成下、奉拝借仕候処実正に御

座候、然る上は尚更拔丹誠、正路入念に取斗可申

候、万々一不埒の次第達御聴に候義も御座候はば

如何躰にも可被仰付候、且直段の義は先達て取調

書差上置候通りに御座候へ共、種元価格別高下御

座候節は追て明細書を以御願可申上候、扱又御上

納の義は御年限済の上、無相違御返納可仕候、為

後年の、御請印証奉差上候処、依て如件、

久保町 糍屋 山三郎

元治二年 組頭行司 塗師屋 伊平衛

乙丑二月 同断 野間屋 治兵衛

惠義館

御役人中様

右の通、下書下り認、明朝持参候積りに候、依て昼

より昨夜申談し候両行司并久兵衛・兵右衛門へも急

度一札申延^(逆)、譬如何様の義にても名主且一々一家立

行候義ならば都合取計心得有之度旨延申入置候事、

一 友三郎呼寄、種買入相談并油仕引合致候事、

○ 惠義館へ右銀子証文不出来とも相渡し可申候処、三

十両老朱は御郡方へ有之義故、今日御留主故、明日

可罷出旨御申聞事に候、依て御仕法銀老貫爰は今日

御渡故、受取帰り候、

△ 夜分組頭・行司兩人とも参り右は今日被仰付上、昨

夜の談合は甚だ身に入、何方様を軽蔑致候族も有之

候に付、一向今夕一統御呼入被成候て急度御申聞、

可然様申出候に付、如何様と存、呼に遣し候へ共、

大半差支にて明晩の事と申候事、

一 油司広助参り一杯為吞、明日より煮掛旁参り呉候様

頼置候事、

十五日 天気

○ 早天より昨日下り候御請書の本紙相認并油仕差^(可)等

致、四ツ時過惠義館に出候処、右証書持参、然る処

残金三拾両老朱御渡し并御仕法の趣の懸札共御渡り

受取帰り候、

△ 右被仰の旨、御奉行所より十町への御手板廻り御触

帳に写、両町組頭一統呼入、今夕読渡し候事、尤段

々委細書有之候事、

△両町とも組頭一統招、油直安の被仰付の御手板趣并

私に被仰付候御手板共読入申候、

(三月) 十三日 昨夜より大荒、併し少々止間有、

一 四ツ時惠義館へ出候て近幸より買入種算用書扣の義

書附持参、尚又此度哲三郎より拾石、友三郎より式

拾石、合三拾石、代銀凡拾貫五百匁の処、凡拾石代

は私にて都合致候に付、式拾石代凡七貫匁拝借願置

申候事、

十五日

一 兼て四ツ時惠義館へ罷出、友三郎より種式拾石買入

に付、石代七貫匁拝借願十三日より願置候故、罷出

候処、此比久保田様二方行留主中にて筆頭四方永助

殿即田村様へ御相談被下候へ共、御同人様にてても如

何とも難被申趣にて左候へば半金の処、何角なしに

四月晦日迄時借の躰に御願申上候て金四拾兩拝借帰

り即通帳に致、貫歸り申候、後刻友三郎へ右丈け相

渡置申候事、

(四月) 晦日 天気

一 惠義館より拝借金四十兩、今日限の処、不出来故、

延引願に遣置申候、

(慶応元年五月) 六日 天気

一 惠義館より拝借金四十兩の処、今日十兩丈け納置候

事、

八日 朝の内天気、七ツ前より降

一 惠義館より三月十五日金四拾兩拝借致候内拾兩六日

納、今日残り金上納致候、三月十五日四拾兩代三貫

四百八拾匁也、此節四十兩代三貫六百八拾匁、依て

式百匁利益に相成候事、猶又改て銀式貫匁拝借致候

事、

廿二日 天気、始めて蚊帳出し候

一 惠義館より式貫匁拝借の処へ老貫式百匁調達いたし

持参致候処、此比野見廻りに付、休みの由、依て持

歸り廿六日持參可致様被仰、久保田様へ咄し合致歸り候事、

廿六日 天氣、庚申也

一 今朝、惠義館へ売溜り金壹貫貳百匁持參致候処、見せ申候迄にて当新種仕込代銀の義、先日より御願申上置候処、何時入用程知れ不申候へ共、是迄貳貫匁借用の外に六貫匁御間濟にて今日六貫匁、都合八貫匁拝借仕候、尤金は四方英助様より可受取様被仰、御通は其処にて附貫候、

一夜に入、庚申參致歸り掛、四方様に立寄、即銀六貫匁受取、歸りに誠に壹貫匁の銀さへ貸人無之位の仕合の処、誠に証文は扱置、受取書一本不書、右様大金八貫匁迄も御貸渡し、しかも無利足、誠にく難有仕合、筆紙難尽、神前仏前へ拝礼致し庚申待茶飯暮過に為焚有之を給り休み申候事、

廿七日 天氣

○昨夜の銀子三貫匁計、(丹後屋勇三郎)丹勇へ預け相談致候処、当時

不入用の由、勘左衛門へ談示候処、如何様とも可致趣に付、品に寄候はば種買入に取用ひの事も可有之間、其節の処、メ札にて少分づつ取用ひの程も可有之旨相談致、即手形為取替候、次先方よりの証文左の通、

預り申銀子の事

一 銀三貫匁也 (利)り足日三厘定

右の銀子儘に預り申候処実正也、返済の義は少々已前に御知らせ被下次第、此手形引替に元り金相(利)渡し可申候、為後日の、銀子預り手形、依て如件
慶応元年丑五月廿七日 綿屋勘左衛門

糘屋山三郎殿

右の手形昼前番頭持參故、即金三拾貳両貳歩と歩入銀拾匁合三貫匁相渡し貸附申候事、当方より差入証

文左に、

借用申銀子の事

一銀 (マコ) 但し別紙通帳表借用

(利) 足月走歩

右の銀子儘に借用申候処実正也、然る上は来る七

月晦日限無相違返済可申上候、万々遅滞致候節は

御預け申置候銀子にて御立用可被下候、為後日の、

銀子通取引借用入念証文、仍て如件、

年号月日 糀屋山三郎

綿屋勘左衛門殿

廿八日 天気

一惠義館より拝借銀勘左衛門へ渡り預け方に心配致、

鍋屋五郎右衛門へ両度迄も参り咄し致候、

廿九日 天気、七ツ前より雨少々降

○昨日より鍋屋五郎右衛門へ右銀子預け方相談致候処、

鍋屋五右衛門方へ入用の由申し、月式厘五毛にて預

り可申旨返書今朝参り候に付、当方より綿勘同様下

書為持遣相談致候へ共、通帳に相記候借主鍋屋五右

衛門・引受人鍋屋五郎右衛門如何哉の段申来、依て

五右衛門方へ両度迄も参り能々咄し合の上、右先方

申通りに致、即貸渡し申候事、即通帳の表左の通、

慶応元年丑五月 受人 五右衛門

銀子取引通 同 五郎右衛門

糀屋山三郎殿

五月晦日

一 銀三貫匁也 但し日式厘五毛

右の通儘に預り申候、尤返済来る七月晦日迄御入用

の節、追々相渡し可申候約定に御座候、以上

右の通、通帳に記し即銀三貫匁相渡し申候事に候、

(5) 調練

文久二年

世 九月

近 廿三日 終日雨降

一月番より調練に付、町々組頭分出所名前申し来り候

に付、夜に入一統呼寄、町方除掃都て心得方并陣立(掃除)

に付、出張場申入候処、彼是六ヶ敷相成候に付、籤

取に致し取極め、左の通月番へ差出し候、并当日人

足分是又六ヶ敷候に付、相談の上町内十五人懸り候

に付、人差を以て申付候事、左に、

陣立場所 警固出役 名主山三郎
陣笠斗渡り・股引・割羽織方

本陣詰 陣笠斗渡り 朝 市兵衛 昼 磯平

同所詰 朝の間 伊兵衛 昼より交代 兵右衛門
陣笠 皮の法皮 御合印箕付の竹渡り

人足宰領 陣笠十手 朝 治平 昼 彦四郎

御郭内詰 朝 七兵衛 昼 久兵衛
陣笠斗

右 昼より交代の事故、
非番交代の組頭町内見廻り、

人差同役の分、左の通申入置、

庄藏 政四郎 長次 長八 茂助 由平 治兵衛

治三郎 久右衛門 幸三郎 義三郎 弥三郎

義助 弥助 義兵衛

メ十五人也 尤右の内、格別差支の向も有之事

に候へば差替候事、併先一応早々

其心得沙汰致候様申入候、

九月

廿七日 雨天

一(前略)調練に付、陣笠・法皮等に付、御用より渡り

候趣にて立合申来り、昼後より出張、受取帰り、夜

に入、組頭不残相招、同役の者も呼、其れく役割

申付候事左の通、但し組頭の向は廿三日の記に有、

寺番手具役 堂祿や

竹島惣次 政四郎

二番手 二番手 尾藤徳一郎 義助

瀬能十太夫 幸三郎 同 右同人 代 義兵衛

二番手 瀬能十太夫 幸三郎 同 右同人 代 義兵衛

三番手
四方雄三郎 久右衛門 同
水野半右衛門 弥助 うをや
鎗持

三番手
相坂孫助 いせ屋
水野新藏 鎗持 茂助 さわや

四方雄三郎 差物持 同
沖野勝藏 姫路屋 庄藏 鎗持

メ九人 此分
廿八日朝目見為致候事、
將束の義は先方より渡り候管、

右の外四人用意人足
竹田屋 小松屋 丹後屋 新郷屋
長八・長次・由平・義三郎

メ四人

都合十三人警固役、朝より昼迄の間は治兵衛、昼より交代吉四郎、右四人の將束・陣笠の上致し法皮赤(出石屋)けはん(脚絆)十手也、直に渡し候、右の十三人へは鑑札渡り候に付、其裏に何町何屋何兵衛と記、帯に下げ居候管也、其外諸事申談し四ツ過開席申し候、

廿九日 天気

一 御勢揃并弥明日可被仰出候へば五ツ時過廻る、右の次第故、暮過福井へ参り如何哉の段相尋候処、弥明

日の由、(中略)行司兩人呼に遣し候処、折節越後屋市兵衛髮結に参り居候由にて出石屋久兵衛計参り手配申談し、尚又糺屋兵右衛門呼、兩人へ左の通申入、申付させ候事、

一 先日申付置候月役人別の者へ明晦日朝七ツ半時不残出張の事、

一 明日の処は陣場詰役不用の由故、右兩人へ小田井社へ佐々木様御向の節、辻堅申付置候事、

一 町内掃除并家並に水桶、且又拝見に出候に家あげ候義無用の事、

一 出張組頭の内、本陣詰の分袴着用、興国寺へ参り呑湯支配の事、其余は陣立に出張の通、(將束)にて出張の事、

一 佐々木様為御迎として十町名主并御目見御目通りの町人御出迎に出張の事にて其心得にて上下何角拵置申し候、夜四ツ時過漸髮結より呼に来り参り

候、

晦日 天氣

一 正七ツ時頃起、行司市兵衛・久兵衛、人足宰領治兵

衛・喜四郎、右四人参り御供人足鑑札渡り候分、九

人は其れく主方くへ一応名主宅へ目見の上、是

残四人は朝毎治兵衛召連にて参り候、拙者義は正六

ツ時、肝煎召連役席へ麻上下にて罷出、十町名主・

御目見・御目通り相揃居候処、五ツ半頃佐々木様向

に御出馬也、此の通り委細は別帳に委(中略)、右御

迎出入とも宵田町御高札場にて御出迎申し無滞御帰

館の上、一番手・二番手・三番手共不残騎馬にて御

殿より繰出し和久田御門より野道通り山王社へ初穗

御納の上、興国寺へ御出直し甲冑に御召替、瑞泰寺

へ御位牌へ焼香の上御帰陣、漸(全暮六ツ)時也、拙子

義は十町(名主)同道御出迎相併候上、昼飯に帰り直様、興

国寺へ御挨拶に同道にて致し瑞泰寺へも同道にて参

り拜見致候事、暮時引取候、

十月

二日 時々時雨、昼より先づ晴

一 兼て今日調練に付、暁七ツ時皆起、日役并其外諸役

の者為起、即当月行司伊兵衛・治兵衛、人足宰領吉

四郎・治兵衛、右三人(四)同刻参り其れく手配御郭内

へ差出し、拙者義は出立祝、正六ツ時罷出候、先藩

中一見のため参り候処、其時時雨の降出し今日は雨

天に付、御延日被仰出、誠に一同残念の事存じ候、

御郡中の日役・諸役の者夥敷罷出居、誠に賑成事に

候、右御延日被仰出候に付、不残引取候事、併昨夜

より酒屋一統弁当焚出し有之事故、惣人別の者へ弁

当被下切に相成候、忝人前白米五合当りの由、多分

有之候、

一 拜見に出石より鍋屋八兵衛・品藏兩人同道にて六ツ

時過(判)至著被致候、

一 今日遠近より拝見の人々夥敷参り町中賑成事に候へ

共、無^(空しく)な敷逗留の人も有、又帰り候人も有之、一日

とやく^(マ)やと致候事には拙家逗留人興福寺弟子・宗実

師・出石より六人・勝助居りメ九人の客に候、昨夕

方中白米六升洗濯候へ共不残焚仕舞、尚又今夕方に

下白米七升洗濯申候、其外、朔日に致居候煮染・と

うふ汁、昼朝夕は茶漬計、

一 昼後、月番より急起会申し来り札場へ罷出候処、左

の御手板出候由、即刻写、直様引取、組頭一同呼寄

読渡し其れく支配申付候(中略)延引に相成候義

故か晴雨に不抱、明三日八ツ時半人別の者不残出張

可致、若御延引に相成候はば散貝を吹、鉦五つづゝ

打立候を相^(合)図に無頭面々は可引取、頭有面々は其主

人へ詞の上、差図可受との御手板故、其段申渡、手

配申付候、

一 扱、客連中碁将碁^(碁)にて夜九ツ時頃、全被休候事、

三日 極々上天気也

一 昨日同様七ツ時前より兩行司・人足宰領罷越、人^(去)歩

の物^(者)急々呼寄、其先きく^(者)に為參、朝番宰領治兵衛

は用意人足四人と町の同役のもの老人と召連、七ツ

半頃出張致候、

一 老番手太大将堀四郎右衛門様六ツ時半頃和久田御門

より御馬にて、引続式番手猪子左家太様、三番手殿

様四ツ半時頃迄に本陣信楽寺へ陣羽織にて御著、直

様御昼弁当にて甲冑御召替、高屋・陰村前田にて調

練、大砲数百度打の調練有之、七ツ時過全相濟、其

場より御帰陣に相成、全無滞相濟申候、拙義は兼て

陣場警固の義故、早天より竹屋町名主源之助殿同道

にて始終東地西地見廻り居、毛乗の処にて御出掛拜

見致し、鳥渡帰り昼飯喰、尚又直様□□に参り候、

尤、町内出役の弁当不残、陰村治右衛門方へ同役の

者取集、為持遣有之候へ共、拙者は右の次第故(中

略)持帰り候、

(6) 農 兵

元治元年

十一月

十日 天気

△留主中八日起会有之、右は農兵稽古の義、兎角懈怠勝にて先日起会の節、相談致候て窺の通御聞濟の由にて十町へ百人相立、(久保町)当町内七人・寺町は拾人相当

り左の通、人別書出し行司名主手前へ差出候由、尤鬪取にて相定候由、間人屋 新郷屋 つ山屋 うを屋彦次郎・市三郎・弥三次・源三郎・幸三郎・弥助・岩吉こん屋 魚屋 つ山屋メ七人、是迄右農兵人別の

心附等一切無之に付、揃人甚迷惑の段故、此度十町人差にて老口に付、壹貫百匁掛拾四人講式組相企、合式拾八貫匁の銀子割符を以、預け銀に取斗、(利)右り

双合を以、心附非常の節手当等に相用可申由にて人別の者呼出し申付有之候由、且御調陳場年貢も被仰付候由、是は当年差掛りの義故、割符有之由に候、寺町農兵人別の義、即兵右衛門より行司新十郎呼遣被申聞、左の人別書附差出し候由、

元治二年

三月

十四日 仮成天気

△農兵稽古始、月番出張可被致の処、差支にて拙頼参り候に付、即罷出候処、一同へ神酒頂戴被仰付、拙も頂戴致候、尚又廻文遅刻にて既に中町は出不申、段々不都合の義有之候て大に曲りの事、農兵御奉行木下様・国留様(密)・佐藤様御三方は麻上下にて御出席也、其外引立の衆五六人も御出席也、帰り其足にて福井氏へ参り候処、留主(守)にて荒増咄し置候、

十八日 雨天

△早天、月番福井清造殿へ農兵の義に付罷出、先日御

咄しの通り委細に咄し候処、早速廻文有之候、尚又

明十九日下番出張日故、廻文有之候、且明十九日調

練稽古被仰出、昼後出張申来候、

十九日 天氣

△久保町農兵源三郎・岩吉・彦三郎ノ三人出張致候、

文久三年

七月

廿日 四ツ過より大降、七ツ頃より晴

一今日役席十町立会故、出席致し候処、右は農兵人別

并十町名主・組頭・御目名人^(見)別心得方等御触書を以

て被仰出候、(中略)御触書写置左の通、

行司名主へ

五町名主へ

非常の節、農兵取締役申付候、御物頭より可請差

図候、

端町名主共へ

非常の節、農兵取締役差添申付候、

五町名主

端町名主共へ

前段の次第に付、武術稽古差免候間、志有之者共

勝手に可相心掛候、依之甲冑を始、惣ての武器勝

手に可相蓄候、尤調候節は其段可申出候并端町名

主共非常出張の節は帯刀差免候、

御目見已上の

町人組頭共へ

非常の節、出張申付候儀も可有之候、依之武術稽

古差免候間、勝手に可相心掛候、且又甲冑を始め

惣ての武器勝手に可相蓄候、尤調候節は其段可申

告并非常の節は帯刀差免候、

右の趣夫々へ可申付候、

亥七月

行司名主へ

一 農兵の者共、非常の節申付候次第、五町名主・端町名主引継、御裏御門前へ著到致し、其旨御武器方へ可申出候、

一 雨具并一飯の弁当持参可致候、

一 甲冑を始、都て武器勝手に相蓄不苦、尤相調候節は可申出候、

一 非常の節、帯刀差免候、但し非常の節劍術組にて刀劍不用意の者共へは追ては可相渡候へ共、夫迄の処は何に不寄、得道具一品相携可罷出候、尤槍炮の組へは其品可相渡、刀劍は不用意候とも相渡し間鋪候、

一 劍術稽古毎月四九、朝六ツ時より左の割合を以、可罷出候、

安楽寺境内 四日 京口町
新小尾町
来迎寺境内 九日 中滋茂町
甲永井町
菅田町 十九日

小田井社境内 十四日 久保町 竹屋町
廿九日 小田井町 新屋敷
都合

右の割合稽古内に万一故障有之、出席不致ものは他町稽古の節、罷出候義不苦候、

一 槍術稽古日 二日 十二日

一 炮術稽古日 三日 十三日

孰も朝六ツ時より山王下稽古場へ可罷出候、一 諸芸共自分に寄合稽古いたし候義不相成候、

但し格別に相志、夜分等手透の節心掛度者共は其師範に申達し於稽古場稽古可致候、

右の趣、夫々へ可申付候、
亥七月

右の通、御手板被仰出、廿日組頭一統并農兵人別呼出し読入候事、農兵人別左の通、

のまや さかん (津) 山屋 魚屋 升屋 魚屋
彦次郎 仁三郎 与吉 弥助 義助 源三郎
糞屋 間人屋 油屋 瀬戸屋 新郷屋 出石屋
茂兵衛 定平 清三郎 又四郎 市三郎 藤四郎

鍋屋
幸三郎
八月
拾三人也

三日 雨天、昼より少々晴

一 昼飯後、役席より俄に立合申来り候に付、参り候処、

農兵一条に付、右は御触面の通り出張日定り候処、

右稽古場へ出張不申事相成不申候由、依て左の通、

小田井社境内 由利三左衛門 名主山三郎

八月十四日 新屋敷覚右衛門

老町より組頭老人つつ

同 処 福井庄三郎 名主源之助

同 廿九日 名主八郎右衛門 組頭同断

右の手札渡し帰り候跡に寺町出役無之趣にて又左の通、

来迎寺境内 福井庄三郎 永井町庄屋 平右衛門

八月九日 組頭同断

同 処

同 廿九日 福井清造 名主源之助

組頭同断

山三郎

右の通、相心得居申候事、

七日 天氣

一 組頭・行司兩人とも拙先日手札渡し候農兵出張の義

申入候、并農兵の人別へ歳分に稽古御師範に頼可遣

旨申入候、

十三日 天氣

一月番より廻文にて農兵奉行御三人左の新人別被仰付

候由、槍炮術は町役の向出張は無之筈に候処、矢張

罷出候様申付有之候由、

農兵奉行

高階八右衛門様 御師範は

木下弥八郎様 佐藤大助様の由、

岩崎豊太夫様

世 十四日 曉方より雨降

十月

近 一 今日農兵稽古日候へ共、何分雨天故、延日に相成申

十三日 時雨

候、

一 暮前より大変義、生野銀山表正義一統押寄候に付、

十五日 先づ天気

此方様より一番手木下弥八郎様大将にて惣人数三百

一 農兵稽古今日有之候由申来り、得と吟味致候処、中

式拾人宵田村蓮生寺本陣にて御出張被遊候由、夜通(現日高町)

々被仰出候義にては無之、只休日事故、此方より

し人足差出し等にて繰出夜通しの事に候、

願可致哉の義故、小田井町・竹屋町等へ相談に遣し

十四日 仮成天気

候処、中々願候迎も御聞濟の程無覚束、且は好み候

一 前日の次第にて早朝より御馬廻り并騎馬御役人中度

事にて無之候に付、得願(乞)に差出不申候、

々町方御廻勤の事に候、

廿四日 上天気

一 尚又二番手御繰出しに付、大混雜の事に候、当久保

一 早朝、小田井社へ出張、農兵稽古見物いたし只々御

町よりは一番手人足は不掛候へ共、二番手人足九人

役人の向御出張御延刻にて彼是四ツ半頃始りに相成

・追人足式人メ拾老人差出候、

申候、昼刻竹屋(町)丁源之助殿交代にて出張故引取申候、

十五日 仮成天気、折々時雨

一日々夜々御馬廻り数度廻り有之、十夜御時に可參の

(7) 生野の変

処、右諸用に付千代之助名代に出し申候、八ツ時過

文久三年

俄立合有之、罷出候処、段々評義有之、其れく手(議)